

入札にあたっての注意事項

入札参加者におかれましては、「一般競争入札による普通財産（土地）売払実施説明書」（以下「実施説明書」という。）を熟読され、次の項目を再度ご確認のうえ、入札してください。

1 入札書

- ①入札金額を、インクまたはボールペンで記入し、数字はアラビア数字ではっきりと記入する。（訂正は絶対不可）
- ②入札金額は消費税抜きの金額を記載する。
- ③申込者の住所、氏名を記入し、入札参加申込書と同じ印鑑（実印）で押印をする。
（申込者の名義で売買契約、所有権移転登記をします）
- ④代理人が入札する場合、代理人の住所、氏名も記入し、押印をする。
（この場合「委任状」の提出必要。委任状と入札書は同一の印鑑を使用する）

2 封筒には

- ①申込者氏名を記入する。
- ②代理人が入札する場合は、代理人氏名も記入する。
- ③入札書を1枚だけ入れて、封をする。（委任状は、封筒に入れないで持参する。）

3 入札保証金

現金又は銀行振出小切手で、入札日当日の入札執行時刻の15分前から入札執行時刻までの間に入札会場で納付する。

4 契約の締結等

当売却が議会の議決に付すべき契約及び財産の所得又は処分に関する条例（昭和39年四日市市条例第12号）第3条の規定される議会の議決に付すべき財産の処分に該当するため、四日市市契約施行規則（昭和39年四日市市規則第12号）第14条第4項に基づき、議会に諮るに先立ち仮契約の締結を行っていただきます。仮契約は、議会の議決を得た場合に正式な本契約となります。

また、売買代金は、仮契約締結と同時に契約保証金として売買代金の100分の10以上の額を現金又は地方自治法施行令第156条第1項第1号に掲げる小切手で納付していただき、残金を議会の議決の日から30日以内に本市が発行する納入通知書により支払っていただきます。契約保証金は、納付期限までに売買代金の納付がない場合には本市に帰属することとなります。

5 入札の無効

次の項目に該当する入札は、無効となります。

- ① 入札の資格がない者が行った入札

- ② 記入事項について、必要な文字を欠く、または判読できない入札
- ③ 入札金額を訂正した入札
- ④ 入札保証金を納付しない、またはその金額に不足がある入札
- ⑤ 一つの入札に対して、2通以上の入札書を提出した入札
- ⑥ 代理人による入札において、委任状の提出がない入札
- ⑦ 申込者またはその代理人が他の入札代理人となり行った入札
- ⑧ その他「実施説明書」において無効とするもの